

農委

なかがわ



磯野さんの牛舎

那珂川町に合った人農地プランを

那珂川町農業委員会 会長 大金 武夫

日頃から農業委員会活動に対しご協力をいただき誠にありがとうございます。

町はこの1年間「人・農地プランの実質化」を進め、経営意向調査をもとに、地域の話し合いを開催し、農地の集約・集積について話し合ってきました。

このプランは、地域の核となる農業者に農地を集めて効率的な農業生産を目指そうとする国の事業です。生産コストを下げるためには有効なプランです。地域での話し合いは、プランの周知と核となる農業者の掘り起こしなど、全体工程のスタートラインにたったところです。農業委員会はコーディネーターとして参加していますが、プランが円滑に進むよう側面から支援をしていきたいと思います。

話し合いでは、本町のような中山間地では農地基盤が未整備であったり、中核となる専業農家が少なかったり、この事業を平場と同じように進めるには大きな困難があることが改めて浮き彫りになりました。

今年は国が「食糧・農業・農村基本計画」を5年ぶりに見直しました。直接支払制度に大きな変化はありませんが、地域ごとに組織化されていた中山間事業参加グループが町全体で統一され、懸案であった事務処理負担の軽減が図られることになりました。本事業への参画が容易になりましたので、積極的な制度利用をお考えいただきたいと思います。

また農業委員会は荒廃農地の解消を目指すため、空き家に付属する農地の別段下限面積を1アールとしました（従来50アール）。このことにより非農業者が、農業のある暮らしを目指して当町へ移住しやすくなつたといえます。

これらのように難題がある一方で中山間地をめぐる情勢は少しずつ変わりつつあります。今後プランを進めるのには、行政の制度や地域の資源などを活用し、「将来の地域の姿」をみんなで考えながら、地域に合った形で進めていくことが大切であると思います。すでに小砂地区では素晴らしい取り組みが進められています。

こうした先進事例を参考にしながら、みなさんとともに今後もより良い農業、農村社会を目指した活動を進めてまいりますのでこれからもご支援をよろしくお願いいたします。

農業委員会委員・農地利用最適化推進委員 担当地区一覧

任期：平成30年7月1日から令和3年6月30日まで（敬称略）

担当地区	農業委員	推進委員	担当地区	農業委員	推進委員
馬頭	高嶋 善壽	西宮 一美	小砂	磯野 均	笹沼 享一
健武	荒井 武	益子 稔	1区	田代喜三郎	山口 昌樹
矢又	菊池 紀子	大武 操	2区・3区	森島 典子	飯塚美知夫
和見	阿久津 功	小高 辰也	4区・5区	田代喜三郎	橋本 征雄
小口	薄井 勇男	古内 朝次	6区(吉田)・9区(東戸田・神田町)	磯部 正美	高梨 作一
北向田	磯野 元壽	小林 一恵	6区(谷田)・7区	三尾谷武人	佐藤 昌孝
久那瀬		高野 康雄	8区	磯部 正美	小口 俊一
松野・富山	佐藤 英一	上杉 正広	9区(三輪1～3区)・10区	薄井 達夫	小森 利之
盛泉	岡 晃	大金 正美	11区		高村 安英
谷川・大内(大平・馬坂、脇郷)	露久保一夫	岡 文雄	12区	東 隆一	塩原 久男
大内(海道平～大畑)・大那地	大金 武夫	佐藤 次男	13区		福嶋 隆久
大山田下郷	永山 律子	屋代 康夫	14区		増子 定徳
大山田上郷					

令和3年度 町農林業等施策並びに予算編成に関する建議要望

令和2年11月18日那珂川町役場に於いて、那須南農業協同組合、那須南森林組合と合同で、町への建議要望を行いました。

担い手不足や耕作放棄地の増加、農林水産の価格低迷など農林業、農山村を取りまく環境が深刻化していく中、それぞれの機関から要望がなされました。

農業委員からは、大金会長と荒井農村振興専門委員長が出席し、福島町長に対し要望書の提出を行いました。

要望事項の主なものは次のとおりです。



要望事項（一部抜粋）

1 担い手への農地の集積・集約化について

- ①中心経営体（多様な担い手）の育成・確保の推進



2 新規参入の促進について

- ①農業次世代人材投資事業の推進
- ②新規参入者への支援の拡充

3 農業等施策・予算について

- ①農業用施設整備費予算の拡充
- ②景観作物の推進

（表紙）
磯野 均さんからの
ひとこと

「黒牛の教え」



今年は、丑年です。私たち人間は古来より深い関わりの中で現在に至っております。私の飼育している牛は黒毛和種と言う品種です。肉質では世界中見渡しても、この牛を超える品種はありません。生産者としては、現在、TPP11、米国、EUとの自由貿易協定の締結に伴い、輸入自由化に向う中、苦戦を強いられております。また、政府の打ち出した2030年農林水産物の輸出総額5兆円達成に向け、現在輸出額トップのリーディングブランドとして、目標達成に向け奮闘中です。牛飼い人生50年の間、いろいろな人達と関わり、ご指導、ご協力をいただき感謝をしているところです。私生活の中で日頃より心掛けていることが「黒牛の教え」です。1つ、牛歩の如く着実に歩く。2つ、よだれの如く粘り強く。3つ、反芻の如く繰り返す努力。以上の3項目です。今年は新型コロナウイルスが猛威をふるう中でのスタートであります。届することなく「黒牛の教え」を心の片隅に留め、良き年でありますよう、願うところです。（磯野 均）

人・農地プランの話し合いに参加して

私はこの度、人・農地プランの話し合いに参加しました。内容として「人・農地プランの実質化」「地区の状況」「補助制度」等についての話し合いを行いました。主になる農業者が地域の現状と将来の課題を関係者で共有することにより、今後の農地利用を担う、中心経営体への農地集約化等に関する将来方針の作成につなげるよう取り組みを推進するものです。

国の農業を支える基幹的農業従事者は、平成31年140.4万人で、65歳以上が占める割合は69.7%ですが、当地域では90%を占めております。地域の5年から10年後の農地利用を考えると、後継者の就農率も低く先行き不安であります。食料自給率の向上、農業生産基盤の維持を考えると大変厳しい事態を迎えることになります。

今後の農業を考えると、認定農業者を中心に集落営農組織等の確保が必要であり、担い手の育成が大切です。

また、高齢化が急速に進む中、地域の地形を考え八溝地域の豊かな自然を前面に打ち出した山間部でのブランド農業を作ることが大切と感じます。例えば、知名度を活用して「八溝烏骨鶏」の飼育を行い、白鳥と黒鳥の2種類から有精卵の卵生産を行います。特別な地元穀物を餌として生産し、八溝地域の豊かな自然を前面に打ち出し、県内の販売から、全国へと規模拡大を図り、農業高齢者が参加した組織作りを農業委員会と関係機関を中心となって、取り組んで地域振興に結びつくと思います。

人・農地プランの最終目標は、5年後から10年後に、農地利用を担う、中心経営体に関する方針を定めることです。私たち農業委員会で地域振興に貢献できる組織を後生に残したいと考えます。
(西宮一美)



各地区の皆様方、人・農地プランの話し合いにご参加くださいありがとうございました。色々な意見を聞き、地域の問題点が明らかに見えてきました。

まず、農業者（中心経営体）のこと、後継者のこと、高齢化に伴う担い手不足のことなどが一番多く挙げられました。

「農業は儲からない、だけど先祖様から預かったものだから…」と、これから農業を懸念しつつ、農業について5年後のことを見据えていかなければならぬと実感しています。

地域の皆さんと協力しながら、地域の意欲と能力のある農業担い手の育成、中間管理機構の活用、そして農地の集積、集約化の取り組みなど、那珂川町の遊休農地を少しでも減らしていきたいと思っています。

農作業の田植え時期や、稻刈り時期はとにかく忙しいかと思いますが、繁忙期以外はある程度時間があるかと思います。農閑期に、県農業振興事務所が推奨するように、果樹園芸作物等を栽培して、儲かる農業に転換するのもおもしろい試みかと思います。

専業農家の方に学び、耕作の楽しさを味わってもらうことが、農業を変える第一歩だと思います。今すぐの問題として進まないと、人・農地プランが言葉だけで終わってしまいます。

もう一度皆様の行動に期待し、早急に見直していきたいですね。
(磯部正美～私の雑記より～)

農業者年金に加入しましょう!

目的 農業者の老後生活の安定、農業者の確保

被保険者 年間60日以上農業に従事する60歳未満の国民年金1号被保険者

保険料 月額20,000円～67,000円の範囲で被保険者が決定(加入後変更可)

給付(積立方式・確定拠出型)

◎農業者老齢年金 65歳から終身給付(60歳まで繰上支給可)

◎死亡一時金 80歳未満で死亡した場合、遺族に給付

◎特例付加年金(政策支援分)

対象：39歳までに加入した農業所得が900万円以下の認定農業者等

内容：保険料20,000円に対し、4,000～10,000円を国庫補助

税制優遇措置

農業者年金の保険料は全額社会保険料控除

老後の備えは、
国民年金
+
農業者年金で



詳しくは…那珂川町農業委員会事務局へ！

☎ 92-1185

那珂川町の
農業を担う!!

新規就農者紹介

有機農業・養鶏を行っている芳井在住のリー・バー・クオンさん、
片山恵美子さん夫婦をご紹介します。



Q：プロフィールを教えて下さい。

A：東京都足立区出身です。大学院卒業後、国際協力活動を行うN G O団体に所属し、現地の農家の販売支援をする仕事をしていました。夫とはそこで知り合いました。夫はベトナムのフエ出身です。世界遺産で有名な「フエの建造物群」があるところです。



Q：就農したきっかけを教えて下さい。

A：もともと農業に興味があり、ベトナムの地で資源を有効活用・循環させながら、命の源となる農産物を生産していく農業という職業に強く魅了されたのがきっかけです。のびのびとした環境で、自然との調和を大切にしながら、化学肥料や農薬を使わない有機農業や養鶏をしていきたいと思いました。

Q：経営作物・養鶏について教えてください。

A：小松菜、春菊、大根、レタス、トマト、ピーマンなどです。このほかにも季節によって様々な野菜の栽培に挑戦しています。養鶏は、広い小屋で自ら動き回れ、ストレスの少ない「平飼い」という養鶏法を取り入れています。



Q：実際に就農してみてどうですか？大変なことはありますか？

A：ベトナムは雨季と乾季のみで、日本のような四季がありません。野菜は気候に合わせて作付けしないといけないため、まずは日本の気候、栃木の気候を理解することが大変でした。でも、近所の方からニワトリのエサとなるくず米をわけていただきたり、有機農業の経験豊富なメンバーからサポートを受けられるのでとても心強く思っています。

Q：将来に向けての目標を教えて下さい。

A：まずは、農業で生計を立て、新たな販路の拡大をしていきたいと思っています。そして余裕を持って、楽しみながら農業をしていきたいです。

那珂川町農業委員会委員・農地利用最適化推進委員募集案内

	農業委員	農地利用最適化推進委員
対象者	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項、その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる方	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有し、担当する区域内において、農地等の利用の最適化の推進のための活動ができる方
定数	19人	25人（担当区域は裏面のとおり）
推薦・応募の資格	令和3年7月1日現在満20歳以上の方 ただし、次のいずれかに該当する方は、委員となることはできません。 ①破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない方 ②禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方 ③町職員	
募集方法	○応募、または推薦（団体推薦又は推薦日に満20歳以上の方3人以上の連名による推薦） ○所定の様式（農業委員会の窓口にて配布、または町ホームページよりダウンロード）に必要事項を記入・押印のうえ、募集期間内に、持参または郵送により、下記申込先に提出してください。なお、提出された書類等は返却いたしませんのであらかじめご了承ください。	
募集期間	令和3年2月1日（月）～令和3年3月2日（火）必着 (募集状況は、2月中旬から町ホームページで公表します。)	

遊休農地解消・発生防止対策事業（わかあゆ認定こども園との 農業・食育体験）



農業体験学習(さつまいも掘り)に参加して

年長組になると農業体験学習があることを子どもたちは知っていて毎年楽しみにしています。今年度は新型コロナウイルス感染対策の為、さつまいもの苗の植え付け、収穫祭ができませんでした。それでも「さつまいも掘りができる」と話すとその日を楽しみにしていました。「誰が植えてくれたの?」「大きくなっているかな」など子どもたちは思いを巡らせていました。

10月26日、待ちに待ったさつまいも掘りです。いつもより早く園に登園した子どもたちは、はやる気持ちを笑顔いっぱいに表していました。軍手をしてシャベルをもって畑に出発です。長靴を履いているのにいつもの散歩より早く歩いたように思ったのは先生だけでしょうか。

農業委員会・JAなす南青壯年部の方が待っていました。「今年のお芋は大きいよ」と教えてもらうと「さあやるぞ」と意気込みお芋を掘ります。不思議とお芋は一つずつにならず大きな塊で掘れました。今年のお芋は茎もしっかりしていたようです。大きなお芋を袋に詰めて持ち帰りました。どんなメニューになって食卓に出たのでしょうか。きっとお家で美味しい料理を囲んで子どもたちは得意げにお芋ほりの話をしたのでしょうか。

(わかあゆ認定こども園)



それにしても、子どもというのはどうしてあんなに芋ほりに夢中になるんだろう。待ってましたとばかりに小さなシャベルで畠を掘り返し、小さな手で土中をまさぐり、そして「あった、大きいぞー」「見てえ、とれたよ」と、一生懸命周りの大人たちに収穫の成果を誇るのであります。満面の笑みだったり、このうえないドヤ顔だったり。

そういうばあ、やはり幼稚園児で県外に住む孫を迎えて行ったとき、孫は車の中で、「栃木に着いたら、私、まっすぐ畠に飛び込むからね」と宣言し、実際、家に着くやいなや屋敷内にある茄子やきゅうりの畠に向って一目散、駆けていきました。「飛び込むから」にはナミナミならぬ意気込みを感じましたね。

我が家の中には3、4軒分の畠があっていつもおばちゃんたちが集って野菜作りに精を出しています。作物を育て収穫する喜びは子どもも大人も同じのようです。

とはいって、将来、これを生業とするならば苦労もまた多かりしことなるのでどうが、今日の体験から、この子どもたちに農業への関心が芽生えてくれればいいのかなという想いがあふれた「遊休農地発生防止対策事業～さつまいもの収穫～」でした。

(農地利用最適化推進委員 増子定徳)



農業委員会からのお知らせ

農地転用は許可が必要です

農地転用とは・・・農地を宅地などの建物敷地、駐車場、資材置場等の用地に転換することです。

◆自分の農地を転用するとき

農地法第4条の許可が必要です。【農地の所有者が申請】

◆農地の売買又は貸借により転用するとき

農地法第5条の許可が必要です。

【農地の所有者と転用を実行する方が連名で申請】



*申請にあたっては、事前に農業委員会にご相談下さい。

各種申請書の締切は毎月5日です

農地法第3条・4条・5条の許可申請受付及び非農地証明願は毎月5日が締切です。5日が土日・祝日の場合は締切日が変更になりますので、農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

※農地利用集積計画作成申出書の締切は月末です。

相続による農地取得について

相続等によって農地の権利を取得した時は、農業委員会に届出が必要です。届出様式・方法については、農業委員会事務局までお問い合わせ下さい。

◆農業委員会が交付する証明書等の一部は有料となります。

(原則本人申請。代理人が申請、受領する場合は委任状が必要となります。)

・農地に関する証明	1件につき200円	(非農地証明・転用事実確認証明)
・農業経営に関する証明	1件につき200円	(耕作証明・農家基本台帳登載証明・農家証明・買受適格証明・相続税・贈与税の納税猶予に関する適格者証明)
・農地台帳記録事項		

要約書の交付 1筆につき200円

◆那珂川町の下限面積(別段面積)について

農地法で定められている下限面積(都府県:50a、北海道:2ha)が、地域の平均的な経営規模や耕作放棄地の状況などからみてその地域の実情に合わない場合には、農業委員会で面積を定めることができます。

【下限面積設定理由】

※農家の平均的な経営規模が50アールを上回るため(2015年農林業センサス値から)

※遊休農地解消に向けて利用権設定等を促進しているため

那珂川町農業委員会では、管内の下限面積を次のように定めています。

地 域	下 限 面 積
那珂川町全域	50アール

平成28年第11回農業委員会総会において決定

農地は適正に管理しましょう

耕作放棄地は、冬は枯れ草が火災の原因となり、夏は病害虫等の発生の原因になり、イノシシ等有害鳥獣の隠れ場所にもなります。



全国農業新聞 農業者の視点でお届けします。

- ①特徴のある週刊新聞 ……> 解説に力点をおいた企業編集とニュース報道
- ②時代に鋭く斬り込む ……> 農政・農業・農村の動き問題をタイムリーに
- ③経営に役立つ ……> 知っておきたい経営・流通情報と経営マインド
- ④喜びや悩みを共感できる …> 読者の心に訴え、ともに考える
- ⑤読みやすく親しみやすい …> 老若男女が楽しく読める

毎週金曜日発行
(月4回)

月700円、年8,400円
購読の申し込みは、農業委員会へ!
TEL 92-1185



◆令和3年2月発行

◆編集・発行／那珂川町農業委員会

〒324-0692 栃木県那須郡那珂川町馬頭555番地 TEL: 0287(92)1185 FAX: 0287(92)3081